

令和元年度行政監査の意見に対する措置状況

「学校徴収金について」

項目名	監査委員の意見	措置状況
<p>第1 学校徴収金の管理について</p>	<p>1 学校徴収金の取扱いに関する指導の徹底</p> <p>学校徴収金については、教育委員会において、保護者等で構成される団体の意思を最大限に尊重して、教育環境の更なる充実に寄与したいとの申し出に応えるため、あわせて県民に疑念を抱かれることのないようにするため、一定の基準を定め、その内容を遵守し、統一的な取扱いとするよう、学校現場に求めてきたところである。</p> <p>これまでに教育委員会が、県立学校長等に対して発出した通知等は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金会計事務に関する取扱いについて（平成16年3月29日付，教第758号，教育長通知） ・「県立学校事務的諸課題等解決策検討結果」について（平成18年3月31日付，総号外・高号外，教育庁総務課長・高校教育課長の連名通知） ・学校徴収金会計事務に関する取扱いについて（平成22年12月13日付，高号外，高校教育課長・特別支援教育室長・スポーツ健康課長・生涯学習課長の連名通知） ・公費と学校徴収金の適正な負担区分等に係る指針について（平成25年5月1日付，高第99号，教育長通知） ・学校徴収金会計等に係る私的流用事故を踏まえた再発防止策の徹底について（平成25年9月6日付，高第351号，教育長通知） ・平成25年度県立学校事務的諸課題等解決検討会検討部会報告書（平成26年3月11日，検討会代表高校教育課長名，電子メール施行） ・学校徴収金会計の適切な取扱いについて（平成30年5月18日付，高第108号，高校教育課長・特別支援教育課長の連名通知） ・学校徴収金の会計の会計処理の適正化について〔学校徴収金取扱マニュアル〕（平成31年4月4日付，高第2号，教育長通知） <p>また、教育委員会においては、これらの運用状況を確認するため、高校教育課の職員が定期的に各学校を巡回して事務指導を行い、学校徴収金の適正な執行について、周知及び注意喚起をしてきたところではあるが、今般の不祥事案発生の経緯及び今回の監査結果を踏まえて、更に徹底した不祥事再発防止策を検討し、なお一層の学校現場に対する指導の徹底を図られたい。</p>	<p>県教育委員会では、これまで、学校徴収金の取扱いについて実地調査を行い、実態の把握に努め、要改善事項を把握した場合には、その都度、指導を行っているところであるが、本監査結果を踏まえ、不祥事の再発防止に向け、平成31年3月に策定した「学校徴収金取扱マニュアル」や関係通知に基づいた事務処理がなされるよう、改めて定期的な実態調査や巡回指導を実施し、周知徹底を図ることとする。また、調査・指導を通じて当該マニュアル等の見直しが必要と認められる場合には、速やかに改善・周知し、統一的な取扱いとなるよう、学校現場に対する指導を一層強化していく。</p>

<p>2 学校徴収金の事務分担</p> <p>(1) 私費会計団体事務の受託範囲の整理</p> <p>(2) 私費会計団体事務に係る手続きの適正化</p>	<p>団体から学校が委託を受ける会計事務の範囲は、団体の総会で承認された事業計画及び予算に基づき執行される個別具体的出納事務と解されるが、現実には、各予算の年間所要額の積算や校内への予算額の配分など出納事務以外の事務も処理している実態があった。</p> <p>団体費の会計事務については、団体の長から委託された事務の範疇を超えることのないよう、また、県予算の不足分を安易に団体の私費会計で補填することのないよう、受託範囲を再度整理し、その執行に際しても、団体の意思に基づき適正に行うよう各学校を指導されたい。</p> <p>今回の監査において、会計事務については、公費に準じた取扱いをしているものの、一連の事務処理は、時代に合わせた見直しが行われず前例を踏襲している傾向が見られた。</p> <p>各学校においては、学校徴収金の所期の目的を十分に考慮し、保護者の意思が適切に反映され、団体の構成員に対する説明責任を果たすことができるような事務手続きに努められたい。また、教育委員会においては、必要に応じてマニュアルの改正を行うなど適切な指導に努められたい。</p>	<p>団体事務の執行に当たっては、当該団体の所期の目的達成に寄与すべきであること、当該団体の意思が反映されるべきであること、及び受託の範囲内で執行するべきであることについて、学校に対し再度周知する。</p> <p>併せて、本監査で指摘を受けた事項について、今後、事務手続の改善の方向性を検討し、学校徴収金取扱マニュアルの改正等、必要な措置を講じていく。</p>
<p>3 私費会計団体からの受納財産に係る管理の適正化</p> <p>(1) 団体の自発的意思に基づく寄附受納の徹底</p> <p>(2) 寄附受納財産に係る事務手続きの適正化及び管理の徹底</p>	<p>団体からの申し出に基づき、より良い教育環境の充実に資することを目的として、施設・設備、備品等の寄附を学校が受け入れている事例が多数確認された。</p> <p>財産の寄附は、団体の意思決定により採納が行われるものであるが、形式上は団体の意思に基づく採納とはいうものの、学校側からの要請に基づくものと考えざるを得ない寄附物件が多数見受けられたほか、団体においては、採納することについて総会の議決を得ていないもの、議決を得てはいるものの、当該議決に当たって備品購入費等の項目のみを示し、内訳を明示していないものが確認された。団体からの寄附が自発的なものであると言うためには、団体内での意思決定が適切に行われていることが大前提となるので、その点を十分に確認の上、受納するよう努められたい。</p> <p>団体からの財産の寄附受納に際し、県の教育財産として受け入れることの妥当性についての検討が必ずしも十分になされているとは言えない事例が認められた。また、寄附受納の事務手続きが一切なされておらず、財産台帳への登録もないものが認められたので、教育委員会においては、財産授受の実態の把握</p>	<p>本監査において、団体の意思決定手続きが不十分であるにもかかわらず寄附受納している事案が確認されたことから、各学校に対し、各団体の意思決定手続きが適正に行われているか、改めて確認するよう指導していく。</p> <p>本監査において、団体からの寄附受納に際し検討が不十分な事案や、必要となる事務手続きを経ずに財産を受納している事案が確認されたことから、各学校に対し、学校内の財産が適正な事務手続きにより受納されているか、改めて確認するよう指導していく。</p> <p>また、学校の教育活動のために必要となる</p>

		<p>を行い、所定の手続きを行った上で適正に財産を管理するよう徹底されたい。</p> <p>なお、新たに寄附を受け入れる備品等については、教育財産として受け入れることの妥当性を判断するための基準を明示し、受け入れ後は、教育財産として適正な維持管理が行われるよう各学校を指導されたい。</p>	<p>備品等の寄附を受けようとする場合には、「寄附受納に関する検討事項」(チェックリスト)に基づきその適否を判断するよう指導しており、この判断基準を厳格に守るよう、なお一層の周知徹底を図る。</p>
<p>第2 学校徴収金の使途について</p>	<p>1 本来公費で負担すべき経費への支出</p> <p>(1) 公費・私費会計の区分の明確化</p>	<p>県立学校における管理運営に係る経費については、前述のとおり、県費で賄うことが原則であり、例外として、より良い教育環境の充実を図るため、保護者等で構成される団体の自発的かつ善意に基づく支援の申し出についてまでは、否定されるべきものではないとされている。</p> <p>一方で、国が、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、保護者の教育に係る負担を軽減し、生徒の学習の機会を失わせることのないよう施策を進めている現状を踏まえると、今後は、保護者等の負担軽減のため、学校現場で貢献し得ることを検討するとともに、学校が本来公費で負担すべき校舎等の維持修繕や消耗品等に係るものについては、安易に、団体を通じ保護者から寄附を受けることなく、公費で予算措置し対応することを徹底されたい。</p> <p>なお、教員の各種研究会への参加は、生徒の学力や資質向上につながるものとして、公務扱いとし、旅費を公費から支給している一方、会費・負担金の公費支出は、「「県立学校事務的諸課題等解決策検討結果」について」(平成18年3月31日付、総号外・高号外、教育庁総務課長・高校教育課長の連名通知)を参考に、東北6県以上の組織規模に限定しているが、その取扱いについて、教育委員会として、学校管理運営上の必要性和照らし、改めて検討の上、基準の明確化を図られたい。</p>	<p>学校の管理運営経費については、必要な予算措置が可能となるよう、不用額を吸い上げ、必要な学校に再配分しているところであり、こうした取組を継続するとともに、今後は、公費充当すべき事案に対しては、公費で負担することを徹底する。</p> <p>また、教科研究会の会費・負担金等、現在、公費負担を認めていない経費についても、時代の変化等により公費充当が相当となっている事案がないかどうかを洗い出し、公費充当が相当と判断した場合には、予算措置を講じていく。</p>

<p>(2) 保護者負担の軽減策</p> <p>(3) 部活動に係る費用負担のあり方の整理</p>	<p>本県の学校現場においては、PTAをはじめ、教育振興会、部活動後援会等の多種多様な団体に係る学校徴収金が存在しており、その会費に関しては、ほとんどの学校において低所得世帯に対する減免等の制度がなく、検討された様子も見受けられない。</p> <p>教育委員会においては、非課税世帯等への「高校生等奨学給付金」の給付など、国の政策の方向性も踏まえ、他県において実施している低所得世帯に対する会費負担の軽減策の事例について、各学校及び保護者に対して情報提供を行うとともに、団体内部での検討や協議を行うよう促す努力が必要である。</p> <p>学校教育活動の一環として行われている部活動は、学習指導要領では教育課程に位置づけられていないため、活動に要する経費等については、統一的な取扱いが明確となっておらず、学校によって認識の違いが見られた。</p> <p>具体的には、週休日における部活動の指導を公務と捉えて教員特殊業務手当支給対象としている一方で、多くの学校では、指導に当たる教職員の旅費の支給方法の根拠が明確となっておらず、校外で行われる大会や練習試合の会場までの旅費を私費会計から実費弁償分として支出しているケースや、県外での大会への参加や遠征に要する経費については、私費会計からの満額支給、一定の負担割合を定めての支給、あるいは上限額を定めての支給など、学校によって様々な取扱いがなされている。</p> <p>部活動指導が公務として位置づけられるのであれば、基本的には、旅行命令に基づく旅費を公費で支給するとともに、必要に応じて週休日の振替を行うなどして対応すべきであるが、一方では、「最新学校運営質疑応答集」(学校教務研究会編集)によれば、教員が勤務時間外に「自発的な勤務」として部活動指導をすることも可能とされており、結果として前述したとおり、学校によってその取扱いが異なることとなっていることから整理が必要である。教育委員会においては、他県の事例も参考とし、部活動に関する服務についての一定の基準を示されるよう検討されたい。</p> <p>また、学校管理下で行われる部活動指導に従事する教職員は、生徒を管理監督する責任があり、自身もまた傷病や事故に遭遇するリスクもあることから、事故等の際の補償についても、不利益を被ることのないよう万全を期されたい。</p>	<p>団体費の減免については、当該団体の在り方の根幹に関わる事項であり、団体の自律的な意思に基づいて判断されるべきものと認識している。</p> <p>そのため、教育委員会では、他都道府県の先進事例等、団体が減免等を検討するに当たって必要となる情報を把握し、学校を通じて各団体に提供していく。</p> <p>勤務時間内に行う部活動指導については、旅費を支給しているが、勤務時間外に行う部活動指導については、勤務命令を出すことができないため、旅費の支給はしていない。</p> <p>また、週休日に行われる公的な大会への参加については、必要に応じて勤務の振替を行っている。</p> <p>これらの部活動指導に対する旅費負担の在り方や、実施する部活動の遠征に係る経費の負担に関して、学校毎に取扱いが異なっている現状が明らかになったことから、他県の事例等も把握しながら必要な検討を行っていく。</p> <p>また、部活動指導は基本的に公務であることから、その実態に応じて、公務上の災害として認められるため、今後とも、教職員が不利益を被ることのないよう努めていく。</p> <p>さらに、部活動における遠征費等の活動経費については、学校側から保護者に対して説明をし、理解を得た上で行うべきものであり、今後とも、保護者に対して十分に説明するよう一層努めていきたい。</p>
---	---	---

		<p>なお、学習意欲の向上や責任感、連帯感の かん養等、生徒の資質及び能力の育成に資す る部活動については、学校によって勧め方な ど取扱いが異なっているが、家庭の経済的な 理由等により部活動への加入が困難な生徒も おり、入部を勧めるに当たっては、そうした 生徒へのより一層の配慮など、弾力的な運用 に努められたい。また、入部に伴い卒業時ま でに要する活動経費と、その所要額は原則と して生徒の自己負担であることを、あらかじ め保護者に対して十分に説明するよう努めら れたい。</p>	
	<p>2 公 費・私費会 計の予算 編成事務 の適正化</p>	<p>団体の会計事務については、前述のとおり、 団体の長と校長との委託契約に基づいて、教 職員が職務として行っているが、その委託契 約の範囲を超える団体の予算編成事務につい ても、教職員が、当該団体の役員等と連携し つつ、又は、自らが兼務している団体の役職 員の立場で、県の予算要求事務と並行して行 っている現状にある。</p> <p>作業を並行して行うことは、事務処理の効 率化が図られる反面、公費・私費それぞれの 区分があいまいとなり、県予算の不足を団体 の私費会計で補完するという関係に陥る危険 性をはらんでいる。</p> <p>次年度の学校の予算要求に当たっては、文 部科学省通知にもあるように、県と団体の立 場を明確に切り分けて作業を行う必要があ る。特に、学校の管理運営に要する経費につ いては、県予算として措置すべきものであり、 必要性の精査をしっかりと行った上で、県費と して予算を確保されたい。</p> <p>なお、管理運営経費については、教育委員 会において、学校の規模に応じた標準的な経 費をあらかじめ定めておき、学校の特色を打 ち出すために標準的経費を超える予算が必要 な場合は、別枠で要求するためのシステムを 構築することなども含めた改善策を検討され たい。</p> <p>公務員は予算の裏付けをもって業務に従事 することが原則であり、予算要求なくして保 護者へ負担や寄附を求めることがあってはな らない。あくまで、学校徴収金は、生徒個人 に帰属する経費が基本であることを徹底され たい。</p> <p>一方、当該団体の意思決定の下であるとは いえ、団体の予算編成作業を教職員が行って いる現状は、団体の意思形成過程に少なから ず学校側の意向が影響するほか、子どもを学</p>	<p>学校が各団体の事務執行を受託するに当 たっては、当該団体の目的達成に寄与してい くことを基本として、職員は県と各団体との 立場を分けて事務執行することを再確認す るとともに、公費充当すべき事案に対して は、公費で負担することを徹底する。</p> <p>そのため、学校の管理運営経費について、 不用額の再配分等、予算の効果的・効率的な 執行に努めるとともに、時代の変化等により 公費充当が相当と判断できる経費について は、必要な予算措置を講じていく。</p>

		<p>校に預けている立場の保護者からすると異議を唱えることが難しい状態であることが容易に推認できるので、学校主導の運営と誤解されないよう、適切に対応されたい。</p>	
<p>第3 学校徴収金の事務処理について</p>	<p>1 学校事務職員の置かれている現状</p> <p>(1) 学校事務室の働き方改革の推進</p> <p>(2) 事務室職員の人材育成</p>	<p>県立学校の事務室の体制は、事務室長を含めて3～5人の人員配置のところが多く、その限られた職員で業務を分担して行っている。職務内容は、生徒や保護者からの申請や問合せへの対応、各種証明書発行等の窓口業務をはじめ、学校施設の管理、物品の発注、学籍管理、教職員の給与計算、勤怠管理、会計事務、文書作成、広報など多岐にわたっており、教員と連携を図り、献身的な努力で教育現場を支えている。</p> <p>職員定数の配分については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）に基づき行われ、必要に応じて加配などの配慮もなされてはいるが、学校徴収金に係る会計事務を担っていることもあって、慢性的な業務過多の状況にあることから、事務事業の整理見直し、働き方改革の推進等に一層注力し、事務の効率化や簡略化、職員の負担軽減に向けた改善等に努められたい。</p> <p>学校の事務室職員は、少人数の体制の中、幅広い業務を事務室長も含めて役割分担して日々処理しており、OJT等の人材育成が必ずしも十分に可能な状況にはなっていない。</p> <p>このような状況下において、特に若手職員からすれば、業務を遂行する上での本来あるべき姿をイメージして事務処理を行うことは難しく、原理原則を旨とした基本に立ち返った物事の考え方を会得することは困難な状況にある。</p> <p>教育委員会においては、県立学校の管理運営の最前線の事務室が少人数の体制であることを考慮し、職位に応じた横断的な職員間の情報共有や意見交換などが積極的に行えるような機会を作り、組織全体での認識の摺り合わせや意思統一を促進するとともに、職員一人ひとりの知識・能力の底上げを図るための体系的な研修制度を整備して、一層の資質向上に努められたい。</p>	<p>これまでも、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、会計の統廃合等の指導を行ってきたところであるが、今後も、団体事務の軽減に向けた指導を行っていく。</p> <p>また、平成31年3月に策定した「教職員の働き方改革に関する取組方針」に基づき、行事や業務の精選・見直し、外部人材の活用等、働き方改革にも一層注力するとともに、職員の負担軽減に向けた改善に努めていく。</p> <p>教育委員会では、県の「みやぎ人財育成基本方針」を参考に、自律型人財の育成、職員以外の人々との交流の拡大、マネジメント能力の強化等を中心とした研修体系を策定している。</p> <p>今後とも、階層別研修や選択制研修、専門研修等の機会を活用し、職員間の情報共有や情報交換等の場を設定するとともに、管理監督職員等によるOJTを推進し、個々の職員が培ってきた知識やノウハウ等を活かし、学び合う職場環境の整備を図っていく。</p> <p>また、公立学校事務長会や公立高等学校事務職員協会が実施している研修会との連携を図り、それぞれの職位に応じた情報共有や研修内容の充実を図ることにより、事務職員全体の資質向上に努めていく。</p>

<p>2 本来業務と私費会計に係る業務との関係性</p> <p>(1) 私費会計団体事務に係る教職員の業務負担の軽減</p> <p>(2) 契約名義等の適正化</p>	<p>団体の会計事務については、学校長と団体の長との間で会計事務の委託契約を締結した場合は、学校教職員が公務として、事務処理を行うことができるとされているが、その一方で、事業計画の立案や予算編成等の会計事務以外の事務については、団体が自ら事務を処理することになる。</p> <p>しかしながら、教頭及び事務室長が団体の役員等を兼ねているケースも多く、夜間や週休日の勤務時間外に自発的な活動として、会議・行事への出席や事務作業等を行っている実態も確認されるなど、団体の事務作業のほとんどは教職員が行っている現状にあり、大きな負担となっている。</p> <p>教育委員会においては、このような現状の把握に努め、サービス上の取扱いについて整理を行い、教職員個人に過度な負担を強いることのないよう対応を検討されたい。</p> <p>団体の予算執行については、学校の裁量が行き届きにくいということもあり、今回の監査において、学校本来の業務と団体業務との線引きが不明確なため、私費会計から支出しているものの、その支出の根拠となる契約や請求が学校長宛てに行われているものが相当数確認された。今後は、契約や支払い等に際して、契約者名や請求書、領収書の宛名がそれぞれ適正な契約者名、支払い義務者名となるよう改善されたい。</p> <p>また、団体の会計を管理する預貯金口座の名義人を学校長としている事例が散見されたが、不正防止の観点からも、本来の名義人とするよう早急に改められたい。</p>	<p>各団体の事業計画立案や予算編成等の団体運営に関する事務は、各団体の意思決定により行われるべきものである。</p> <p>その一方で、例えば予算編成に当たっては、収納状況や支出内容等について団体役員と相互に確認するなど、学校教職員の必要最低限の関与が必要であると考えられる。ただし、当該事務の従事時間が最小限となるよう配慮するほか、受託の範囲を超えて過度に団体運営に関与しないよう留意するなど、学校の立場を明確にすることが必要である。</p> <p>各学校には機会を捉えて再度周知するとともに、各団体に対しても、理解が得られるよう協力を求めていく。</p> <p>教育委員会として、各団体から受託している事務の状況を詳細に把握した上で、学校とともに是正に取り組んでいく。</p>
<p>3 内部けん制機能が発揮される体制の確保</p> <p>(1) 職員の意識改革</p>	<p>学校現場においては、県立学校の管理運営を支えるための本来業務と、保護者の負託に応え、団体の意思を最大限尊重して行うべき私費会計の事務処理を同時並行で行っている。</p> <p>このことは、契約名義の混同や支出事務の混在化、財産の取得・授受手続きの不備など、不適切な事務処理の発生要因ともなっている。このような契約や支出に関する会計事務については、各学校内部において自律的に是正されるべきであるが、これまで長年にわたって改善がなされてこなかった現実を直視し、法令遵守や諸規程に基づく適正な事務処理を行うよう、職員の意識改革が重要である。</p> <p>教育委員会においては、学校長をはじめとした教員・事務職員に対する意識改革にも取</p>	<p>学校徴収金事務における内部統制の強化は喫緊の課題と認識しており、執行責任者である校長及び出納責任者である事務室長とともに、内部統制の強化に対する意識を共有した上で、コンプライアンス、内部牽制機能及び説明責任の確保に向けた具体的方策を検討する。併せて、内部統制については、新任の校長、教頭及び事務室長の研修計画にも位置付けていく。</p>

	<p>(2) 内部 けん制機 能の強化</p> <p>(3) 学校 における 事務処理 の適正化</p>	<p>組み、コンプライアンスを強く意識した学校運営を確立されることを強く期待する。</p> <p>これまで述べてきたとおり、学校徴収金の会費徴収から団体の予算、決算及び運営に至るまでの事務については、実質的に学校側が主体的な役割を担っている。</p> <p>団体会計の決算の際には、監事による内部監査が行われてはいるものの、監事には保護者が就いており、その立場上、けん制機能として必ずしも十分とは言えない状況にある。</p> <p>そのため、第三者の立場にある外部の目を持った独立性、客観性が担保された審査機能の整備、あるいは教育委員会内部に監察機能を有する組織を設置することなどにより、法令遵守はもとより、県立学校としての社会的責任を果たすための事務処理の適正化に努められたい。</p> <p>教職員は、本来業務を行う立場と団体業務を行う立場の双方を理解し、その時々状況に応じて適正に判断し、臨機応変に対応するよう努力をしているが、その負担と万一のリスクを軽減し、少人数の体制の中で、相当数の会計事務処理を適切に処理するためにも、明確な役割分担と明文化された客観的判断基準が必須である。</p> <p>教育委員会においては、これまでに学校徴収金に関する取扱マニュアルの作成及び事務処理の適正化に関する通知の発出等により、周知・指導を行ってきたところであるが、当該マニュアルの不断の見直しはもとより、定期的な実態調査や巡回指導等を実施するなど、一層の事務処理の適正化に努められたい。</p>	<p>各団体の監査への外部人材の登用については、その検討に必要となる他都道府県の状況を把握し、学校を通じて各団体に提供して検討を促すとともに、今後、公立高等学校長会や公立学校事務長会と調査研究を行っていく。</p> <p>学校徴収金取扱マニュアルや関係通知に基づいて、適切に事務処理がなされるよう、引き続き、定期的な実態調査や巡回指導を実施していく。また、調査や指導を通じ、当該マニュアルや通知の見直しが必要と認められる場合には速やかに改善していく。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 県や私費会計団体に属さない会計等の解消</p>		<p>今回の監査においては、公益財団法人等からの助成金や条例に基づかない学校の内部規程を根拠として徴収した現金を管理する通帳の存在が確認された。これらは、県の予算に計上されておらず、会計の母体となる私費会計団体もないため、監査や予算・決算の承認手続きの対象とはならない上、保護者に対する収入・支出の実績報告もなされていない。その中には、残高が相当高額で用途先も不明確となっているものもあり、内部統制上も課題があることから、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>また、休眠状態にある団体の会計事務処理等を学校側で行っている事例も確認されたが、団体の監査や予算・決算の報告もなされておらず、内部統制上も課題があることから、</p>	<p>教育委員会として、各学校における処理状況を詳細に把握した上で、学校とともに是正に取り組んでいく。</p> <p>また、休眠口座の解消に向け、毎年度、学校に開設口座一覧の提出を求めてその実態を調査し、将来使う見込みのない口座については、団体の意向を確認しつつ、学校徴収金取扱マニュアルに基づき統合・廃止を指導する。</p>

	<p>(2) 私費会計団体の名義貸しの是正</p>	<p>学校側としてこうした団体の関係者と調整を行い、整理、統合するなど適切に対応されたい。</p> <p>生徒の福利厚生を目的に食堂や売店を運営する際、団体に学校の敷地・建物を無償で使用許可し、その上で、団体が実質的に食堂・売店を運営する民間事業者との間で委託契約を締結している事例が多数見られた。その中には、食堂・売店の事業収入だけでは民間事業者の運営が成り立たないとの理由から、自動販売機の設置についても同様に無償で許可している事例も確認された。しかしながら、実態として、団体は食堂・売店の運営や契約にほとんど関与しておらず、単に県の使用料を免除するために団体の名義を使用していることと見られかねない事務処理となっていることから、今後は、団体の名義を使用せず、実質的な運営者と学校との間で、直接県の規則等に則った適正な手続きを行うよう改められたい。</p> <p>また、民間事業者による模擬試験を週休日に実施する際、団体に対して教室の使用を許可し、団体が使用料及び光熱水費を支払っている事例や、町の補助事業によりNPOなどが学習支援活動を行う際、団体が事業主体となり、補助金の受け払いを行っている事例なども認められた。これらは、税法上の枠組から見ると、収益事業課税団体とみなされて、税務上の手続きが必要となる可能性があるほか、本来の趣旨目的にそぐわない団体運営とも誤解を招きかねないことから、実態を把握し、是正に努められたい。</p>	<p>食堂・売店の設置に際しては、施設使用許可に関する手続きが適正なものとなるよう、業者選定基準や具体的な事務処理手順を示すとともに、生徒の福利厚生に支障が生じないよう、関係通知の改正について検討する。</p> <p>また、町の補助事業に係る事案については、その実態を把握し、是正措置を講じるよう学校及び関係団体に対して指導するとともに、他校で同様の取扱いが生じないよう周知する。</p>
	<p>(3) 多額な私費会計予算の適正管理</p>	<p>書面調査においては、県立高等学校69校で教材費を含めた総額約37億円の学校徴収金の存在が明らかとなった。団体費だけでも約16億円、生徒一人当たりの負担額は年間約3万9千円となっており、県予算と比較しても相当な金額となっている。</p> <p>教育委員会においては、県予算と保護者から預かった学校徴収金の持つそれぞれの意義をしっかりと踏まえ、決して混同することのないよう、その取扱いに当たっては、説明責任をしっかりと果たすとともに、常に透明性を意識した姿勢で臨まれるよう、学校長をはじめとした教員・事務職員に対する意識啓発及び事務指導を徹底されたい。</p>	<p>校長のマネジメントの下、学校が一丸となって学校徴収金取扱マニュアルや関係通知に基づき、私費会計の適正管理に取り組むよう、県教育委員会として、学校の内部統制の強化の支援・指導に注力することとし、その具体的方策について検討する。</p>

<p>第4 団体運営への適正関与</p>	<p>学校徴収金を徴収する前提として、保護者等が団体に入会し、かつ、団体が定める手続きにより予算や会費が決定されていることが必要である。</p> <p>特に、団体への保護者等の加入は原則として任意であることを考えると、保護者等の入・退会手続きや賛否の意思確認は適切に行われていなければならない。</p> <p>今回の監査においては、団体の運営についても、入・退会手続きのあり方をはじめ、学校徴収金の受益者負担の原則に基づく年度毎の精算のあり方、第三者の立場での独立性・客観性のあるチェック機能の整備、備品台帳の整備、情報公開のあり方、意思決定の方法などの面において課題が認められた。</p> <p>各団体は、学校とは別の独立した団体であり、その運営や意思決定については、各会員の意思に基づき総会等の議決に基づきなされるべきものであるが、各学校においては、各団体から会計事務の委託を受けるとともに、多くの場合、学校教職員が団体の構成員となり、役職員に就任するなど、団体の運営に少なからず関わっている現状にあることから、各学校や教育委員会においては、現状の課題を各団体と共有し、諸課題の解決を図られたい。</p> <p>なお、同窓会をはじめとした、本来、学校とは独立した存在である団体については、一部高校の同窓会のように、役員のみならず会計担当者を置き、会計事務も自ら行っていることから、このような事例を参考として、各団体が自律的な運営となるよう促されたい。</p>	<p>団体の運営については透明性が求められるが、その運営状況については各団体様々であることから、各団体の運営上の課題を確認し、その上で課題解決の役に立つ事例や団体自ら会計担当者を置いている事例等、団体運営の参考となるような事例について、全ての団体に対して適宜情報提供し、適切な運営が図られるよう促していく。</p>
----------------------	---	---